CLAIR REPORT No. 342

フランスの職業税

Clair Report No. 342 (August 11, 2009)
(財)自治体国際化協会 パリ事務所

財団法人自治体国際化協会
CLAIR

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先
〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル
(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課
TEL: 03-5213-1722
FAX: 03-5213-1741
E-Mail: webmaster@clair.or.jp

目　　次

はじめに

概要

第１章　フランスにおける職業税の位置付け …… 1

第１節　地方財政の状況 …… 1
１　地方財政の状況 …… 1
２　地方歳入の構造 …… 1

第２節　フランスの地方税における職業税 …… 2
１　主要４税と職業税の位置付け …… 2
２　職業税の概要 …… 3
３　その他の主要４税の概要 …… 5
４　その他 …… 7

第２章　職業税の歴史 …… 10

第１節　営業税 …… 10

第２節　1959 年の改革 …… 10

第３節　職業税の創設 …… 11

第４節　1980 年代以降の改革 …… 11

第３章　近年の職業税を取り巻く状況 …… 13

第１節　改革の端緒 …… 13

第２節　フーケ委員会の結末 …… 13

第３節　2005 年の改正 …… 15
１　納税上限額の設定 …… 15

２　「地方の参加」 …… 16

第４節　サルコジ大統領就任後の動向 …… 18
１　就任後のミッションレター …… 18
２　職業税改革議論の再燃 …… 18
３　2008 年の改正 …… 18
４　バラデュール委員会と今後のスケジュール …… 19
５　最新の動向 …… 20

第４章　職業税に対する批判 …… 21

第１節　企業から見た職業税 …… 21
１　企業の競争力低下 …… 21
２　立地による負担不均衡 …… 21
３　業種間の負担不均衡 …… 23
４　企業の担税力と無関係な課税 …… 25

第２節　地方公共団体から見た職業税 …… 26
１　課税客体に対する批判 …… 26
２　地方公共団体間の格差 …… 27

第３節　国から見た職業税 …… 27

第５章　職業税を巡る関係者の意見 …… 29

第１節　企業 …… 29
１　フランス企業運動 …… 29
２　フランス中小企業経営者連盟 …… 29
３　手工業者連合 …… 30

第２節　地方公共団体 …… 30
１　共同声明 …… 30
２　個別声明 …… 31

第３節　国 …… 31
１　ベナール首相府補佐官 …… 31

２　内務省地方自治体総局モロー地方財政・経済活動課長 …… 32
３　予算・公会計・公職省公共財政総局ヴァレ徴税課長 …… 32

第６章　広域行政組織と単一職業税―アルク・ド・セーヌ都市圏共同体の事例 …… 33
第１節　広域行政組織と単一職業税 …… 33
１　広域行政組織の類型 …… 33
２　単一職業税と独自付加税 …… 35
３　広域行政組織における単一職業税の位置付け …… 35

第２節　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体の事例 …… 35
１　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体について …… 35
２　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体における職業税の位置付け …… 36
３　職業税の税率 …… 37
４　2005 年改正「地方の参加」の影響 …… 38
５　職業税の地方公共団体間の配分 …… 39
６　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体における業種間の負担不均衡 …… 40

はじめに

フランスの職業税は現在のフランスにおける最も大きなトピックの一つである。2009 年２月５日、サルコジ大統領はテレビインタビューに出演し、2010 年に職業税を廃止することを表明したばかりである。翌日の新聞各紙は大きく取り上げ、企業、地方公共団体もそれぞれ意見を表明する等、今や職業税の改革については誰もが注目するトピックとなっている。

本レポートにおいては、フランスの職業税について、歴史、これまでの経緯、長年なされてきた批判等のみならず、企業・地方公共団体双方の意見等もなるべく紹介できるよう留意した。

さらに、フランスにおいて近年ますます重要になっている広域行政組織の固有の財源である単一職業税について、具体的事例を交えて取り上げている。

フランスの職業税については、先のサルコジ大統領の発表に見られるように現在改革に向けて大きな動きが見られるところである。長年改革が叫ばれてきたものの、様々な改正のみで抜本的な改革が行われていなかった職業税が、ついに廃止される時期に来たという見方も強い。このような状況で、現在までの動きや議論をまとめ、我が国に紹介することは意義のあることであると考えている。

フランスにおいては、職業税はヨーロッパに他に例のない税金であるとして批判されているが、企業の設備投資に対する課税は我が国でも存在する。そういった意味でも、フランスの職業税の動向や議論は我が国にも何らかの示唆を与えるものになるのではないかと考えているところである。

本レポートが我が国の地方自治体関係者等のお役に立てば幸いである。

なお、本レポート執筆に当たって、多大な御協力をいただいた篠原正博中央大学経済学部教授、狩宿和久総務省自治税務局固定資産税課課長補佐に改めて御礼を申し上げたい。

（財）自治体国際化協会　パリ事務所長

概　要

本レポートは、フランスの職業税について、国内での位置付け、歴史、改革の経緯、関係各団体の主張、そして頻繁に繰り返されてきた職業税に対する批判について紹介したものである。

さらに、職業税を語る際に決して見落とすことのできない、単一職業税を取る広域行政組織についても、具体的事例を交えてその実態を解説した。

第１章では、フランスの地方財政全般を紹介し、その中で職業税がどのような位置付けにあるのかを明らかにしている。また、職業税の概要だけでなく、職業税とともに主要地方４税と呼ばれる、既建築固定資産税、非建築固定資産税及び住居税についてもその概要を記載した。

第２章においては、職業税の歴史を簡潔に紹介した。すなわち 1791 年に前身である営業税が創設されて以来、1975 年に職業税が創設され、その後様々な批判を受けて改正を重ねていく流れを簡潔に紹介している。

第３章は、「近年の職業税を取り巻く状況」と題して 2004 年当時のシラク大統領が年頭あいさつにおいて職業税の改革を表明してからの動きを紹介している。サルコジ大統領就任後の動きについても、先日 2009 年２月５日にサルコジ大統領がテレビインタビューにおいて職業税の廃止を明言した時点まで、できるだけ盛り込んでいる。

第４章は、職業税に対して長年なされている批判について、企業側と地方公共団体側、そして国の側に分けて検討し、具体的なデータを提示しながら紹介している。

第５章は、そのような批判の中、企業と地方公共団体それぞれの団体の動きや意見を紹介し、また、併せて国の関係者の職業税に対する意見を紹介している。

第６章は、職業税の問題を考える際にますます重要になってきた単一職業税を採用する広域行政組織の実態について、アーク・ド・セーヌ都市圏共同体の具体的事例を基に紹介している。

本レポートにより、職業税の歴史に始まり、長年なされてきた議論や批判、様々な関係者の思惑等を理解していただけるのではないかと考えている。さらに、広域行政組織において単一職業税がどのような働きをしており、どのように運用されているのかも理解していただけるのではないかと期待している。

第１章　フランスにおける職業税の位置付け

第１節　地方財政の状況

１　地方財政の状況

2005 年度決算（表１．１参照）を例にとってみると、フランス地方団体の歳出規模は約 2,116 億ユーロにのぼり、国の歳出規模約 2,967 億ユーロの 7 割強になっている。

表１．１　地方財政の状況（2005 年度決算）

（単位：10 億ユーロ）

	総計	構成比（%）	州	県	コミューン	広域行政*
歳出合計	211.64	100	19.52	54.22	84.46	53.45
経常部門支出	137.45	64.9	10.45	39.42	55.88	31.70
うち人件費	40.06	18.9	0.62	6.60	27.85	4.99
利子償還	4.87	2.3	0.39	0.62	3.03	0.82
移転支出	43.01	20.3	8.10	26.99	7.92	0.00
投資部門支出	75.28	35.6	9.08	14.79	29.66	21.75
うち元本償還	16.68	7.9	1.37	2.79	8.25	4.27
歳入合計	216.40	100	19.56	54.60	85.02	57.22
租税収入	91.65	42.4	6.93	30.83	37.39	16.50
非租税収入	124.75	57.6	12.63	23.77	47.62	40.73
うち国支出金等	n.d.	-	9.84	17.03	n.d.	20.05
地方債	21.79	10.0	2.11	3.90	9.39	6.38

出典：Les collectivités locales en chiffres 2008

*　固有の財源を持つ広域行政組織及び固有の財源を持たない広域行政組織を含む。

２　地方歳入の構造

次に、地方歳入の構造に目を向けてみると、2005 年度決算で税収入は全体の 42.4%を占めており、地方歳入の中で最も大きな割合を占める。職業税は当然この中に入っている。

なお、広域行政組織を除いた州、県及びコミューン合計のデータでここ数年の推移を示すと以下のとおりである。税収については 40%台後半でほぼ変わらず推移していることがわかる。そこで、次に地方税の状況に着目

する。

表１．２　地方歳入の推移

（単位：10 億ユーロ）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳入合計	114.3	116.3	118.4	123.4	123.2	125.7	132.8	138.6	150.5	159.2
経常部門	90.9 (79.5%)	94.7 (81.4%)	97.6 (82.4%)	101.6 (82.3%)	101.9 (82.7%)	103.3 (82.2%)	109.2 (82.2%)	113.4 (81.8%)	123.1 (81.8%)	129.5 (81.3%)
税収	52.6 (46.1%)	55.6 (47.8%)	58.0 (49.0%)	58.7 (47.6%)	58.0 (47.1%)	57.3 (45.6%)	58.8 (44.3%)	61.0 (44.0%)	68.8 (45.7%)	75.2 (47.2%)
主要４税収	40.8 (35.7%)	42.8 (36.8%)	44.3 (37.4%)	44.5 (36.1%)	43.5 (35.3%)	41.1 (32.7%)	40.6 (30.6%)	41.6 (30.0%)	42.9 (28.5%)	45.6 (28.6%)
国庫支出金	19.3 (16.9%)	19.7 (16.9%)	20.0 (16.9%)	21.1 (17.1%)	20.8 (16.9%)	22.9 (18.2%)	25.0 (18.8%)	24.8 (17.9%)	33.9 (22.5%)	34.7 (21.8%)
投資部門	23.4 (20.5%)	21.6 (18.6%)	20.8 (17.6%)	21.8 (17.7%)	21.3 (17.3%)	22.4 (17.8%)	23.6 (17.8%)	25.3 (18.2%)	27.4 (18.2%)	29.7 (18.7%)
国庫支出金	8.2 (7.2%)	8.0 (6.9%)	8.1 (6.9%)	8.2 (6.6%)	8.9 (7.3%)	9.2 (7.3%)	9.6 (7.2%)	9.7 (7.0%)	10.0 (6.6%)	10.9 (6.9%)
地方債	12.2 (10.6%)	11.1 (9.6%)	10.1 (8.5%)	10.6 (8.6%)	9.5 (7.7%)	10.0 (8.0%)	11.1 (8.4%)	12.3 (8.9%)	13.9 (9.3%)	15.4 (9.7%)

第２節　フランスの地方税における職業税

１　主要４税と職業税の位置付け

フランスの地方公共団体においては、住居税、既建築固定資産税、非建築固定資産税及び職業税の４税が税収全体の６割以上を占め、主要４税と呼ばれている。主要４税の中でも、職業税はそのうち４割以上を占め、地方税中最も大きな割合を占める税となっている。主要４税のここ 10 年程度の推移は表１．４のとおりであり、職業税は一貫してその４割以上を占めていることがわかる。

表１．３　地方団体別の地方税の状況（2006 年決算）

（単位：10 億ユーロ）

	コミューン及び広域行政組織	県	州	合計
主要４税	37.73 (71.7%)	18.13 (55.6%)	4.36 (52.3%)	60.22 (64.3%)
住居税	9.44 (17.9%)	4.53 (13.9%)	0	13.97 (14.9%)
既建築固定資産税	11.65 (22.1%)	5.50 (16.9%)	1.59 (19.1%)	18.74 (20.0%)
非建築固定資産税	0.75 (1.4%)	0.05 (0.2%)	0.01 (0.1%)	0.81 (0.87%)
職業税	15.89 (30.2%)	8.05 (24.7%)	2.76 (33.1%)	26.70 (28.5%)
その他	14.91 (28.3%)	14.51 (44.5%)	3.97 (47.7%)	33.39 (35.7%)
合計	52.64	32.64	8.33	93.61

表１．４　主要４税の推移

（単位：10 億ユーロ）

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
住居税	10.1 (22.2%)	10.5 (22.2%)	10.8 (22.7%)	11.1 (23.0%)	10.5 (22.2%)	11.1 (23.1%)	11.8 (23.5%)	12.2 (23.4%)	13.1 (23.5%)	13.8 (23.5%)	14.4 (23.5%)
既建築固定資産税	12.1 (26.6%)	12.7 (26.9%)	13.1 (27.7%)	13.5 (28.1%)	13.8 (29.2%)	14.6 (30.4%)	15.4 (30.8%)	16.1 (30.9%)	17.3 (31.1%)	18.4 (31.2%)	19.2 (31.3%)
非建築固定資産税	0.8 (1.7%)	0.8 (1.7%)	0.8 (1.7%)	0.8 (1.7%)	0.8 (1.8%)	0.9 (1.8%)	0.9 (1.8%)	0.9 (1.7%)	0.9 (1.7%)	0.8 (1.4%)	0.8 (1.3%)
職業税	22.4 (49.4%)	23.1 (49.2%)	22.6 (47.8%)	22.7 (47.2%)	22.2 (46.8%)	21.5 (44.7%)	21.9 (43.9%)	22.8 (43.7%)	24.3 (43.7%)	25.8 (43.9%)	26.8 (43.8%)
合計	45.3	47.0	47.3	48.0	47.4	48.0	50.0	52.2	55.5	58.8	61.3

２　職業税の概要

さて、本レポートのテーマである職業税について、その内容を詳述する。

ア　税収

2006 年の税収は総額 267.0 億ユーロで、地方税収中で最大シェアを占める。内訳はコミューン及びコミューン間広域行政組織が 158.9 億ユーロ、県が 80.5 億ユーロ、州が 27.6 億ユーロである。

イ　納税義務者

給与所得者としてでなく営業として職業活動を通常行う自然人及び法人

ウ　課税主体

コミューン（一部の広域行政組織を含む)、県及び州

エ　非課税等

①農業、手工業等の分野、②芸術関連の事業、スポーツ関連事業など、③公共サービスのうち文化・教育・福祉・衛生・スポーツ・観光関連の行政的活動

その他、新規企業者、医療等の施設に対する免除等の一時的免除が存在する。

オ　課税標準

法人資産の賃貸価格及び自由業収入の一部

①不動産・土地の賃貸評価

②動産・設備・機械等、その他の法人資産の賃貸価格の 16%

③自由業者の収入の６％

カ　税率

税率は地方団体の議会において決定する。ただし、以下のような制約がある。

①税率が全国平均の２倍に収まる必要がある。

②住居税の税率の 1.4 倍又は既建築固定資産税、非建築固定資産税及び住居税の３税の税率の平均のいずれか低い方の範囲内に収まる必要がある。

③税率減少の場合、住居税率の減少又は既建築固定資産税、非建築固定資産税及び住居税の３税率平均の減少のうち大きなものと同じ比率で行われる必要がある。

キ　納付額

（ア）最低納付額

職業税最低基準（コミューン評議会により指定された基準建物に係る前年度の住居税の理論値）について、当該年度の職業税の税率を適用した額

（イ）付加価値に応じた最低納付額

売上高 7.6 百万ユーロ（税抜）の課税客体について、企業の生んだ付加価値の 1.5%水準に達するまで職業税納付額を上積み

（ウ）付加価値に応じた納付額上限

当該年度の職業税の税率で算定された納付額に関し、企業の生んだ付加価値の 3.5%を上限

3　その他の主要４税の概要

ア　既建築固定資産税（taxe foncière sur les propriétés bâties）

（ア）税収

2006 年の税収は 187.4 億ユーロ。このうち、コミューン及びコミューン間広域行政組織が 116.5 億ユーロ、県が 55 億ユーロ、州が 15.9 億ユーロである。

（イ）課税客体

建築物及びその用に供される土地（既建築固定資産)

（ウ）納税義務者

毎年１月１日現在の既建築固定資産の所有者

（エ）課税主体

コミューン（一部の広域行政組織を含む。)、県、州

（オ）非課税措置

①公法人の有する固定資産で公用又は公共用に供され収益を生じないもの、②農業用の建築物(収穫物の倉庫、家畜小屋等、③宗教活動に充てられる建物、④コミューン又はコミューン共同体の所有する飲料水の給水施設、⑤大使館　等

その他、一時的な免税措置が存在する。

（カ）課税標準

課税標準は、土地台帳上の賃貸価格評価額から固定資産の維持費等の経費を考慮して一律 50%を控除した額。評価額は、基準物件を基にして一定の係数を乗じるか、通常の賃貸価額で賃貸されている場合に 1970 年１月１日現在の賃貸料を基に計算されるか、あるいは課税機関により直接評価されるかの方法で算定される。評価額の改定は、制度上では６年ごとの総評価換と３年ごとの修正、さらに毎年の物価上昇率に応じた調整によって行われることとなっている。しかし 1990 年 1995 年の２回、見直しが法定されたが、施行はされていない状況にあり、実際には 1974 年の総評価換以来、一度も６年ごとの総評価換は実施されていない。この間、1980 年に部分的な改定が行われたほか、毎年の予算法において、物価動向などを考慮した一律の係数を定めて、評価額を一括して調整する措置が採られてきてはいる。

（キ）税率

税率は主要４地方税の税率に関する一定の条件の範囲内で、地方議会が決定する。ただし、コミューンの場合、県内コミューンの前年度平均税率の（全国平均税率の方が高い場合にはその)2.5 倍を超えてはならない。

イ　非建築固定資産税（taxe foncière sur les propriétés non bâties）
（ア）税収
非建築固定資産税の税収は 2006 年度で 8.1 億ユーロ。うち 7.5 億ユーロがコミューンとコミューン広域行政組織の収入である。
（イ）課税客体
農地や空地等、建物の敷地の用に供されていない土地（非建築地)
（ウ）納税義務者
毎年１月１日現在の非建築地の所有者
（エ）課税主体
コミューン(一部の広域行政組織を含む)、県、州
（オ）非課税措置
①公法人所有地で公用又は公共用に供され収益を生じないもの、②公道及び河川、③既建築固定資産税が課税されている土地等
その他、一時的な免税措置が存在する。
（カ）課税標準
課税標準は土地台帳上の賃貸価格評価額から土地が賃貸されない場合のリスクとして一律 20%を控除した額である。評価額は、土地の時価、近隣コミューンの賃貸価格、課税機関による直接の評価等に基づき算定される。評価額の改定については、既建築固定資産税の場合と同様である。
（キ）税率
税率は地方団体の議会において決定する。非建築固定資産税の税率の変動は、住居税の変動を超えることはできない。また、コミューンの場合、県内コミューンの前年度平均税率の（全国平均税率の方が高い場合にはその）2.5 倍を超えてはならない。

ウ　住居税（taxe d'habitation）
（ア）税収
2006 年度の税収は 139.7 億ユーロで、うち 94.4 億ユーロがコミューン及びコミューン間広域行政組織、45.3 億ユーロが県の収入。
（イ）課税客体
住居及びその付属物
（ウ）納税義務者
家屋の居住者で、その家屋の所有者であると賃借人であるとを問わない。
（エ）課税主体
コミューン（一部の広域行政組織を含む)、県。
（オ）非課税措置

貧困者、科学研究、教育、福祉を目的とする公施設法人、大使館員及び領事館員等

（カ）課税標準

家屋の土地台帳上の賃貸価額評価額である。非建築・既建築固定資産税の場合のような経費や賃貸されない場合のリスクに見合う控除はないが、人的控除が認められている。評価額の改定については、固定資産税と同様の方法で行われる建前だが、実際には長く実施されず、毎年の物価上昇率に応じて一括調整されているのみである。なお、県税については、1990 年７月 30 日法により、1992 年課税分から課税標準が台帳上の評価額から居住者の所得に変更される予定だったが、1992 年７月 16 日法により執行が保留され、結局実施されていない。

（キ）税率

税率は地方団体の議会において決定する。

（ク）人的控除

①扶養家族控除

義務的控除で地方団体はこれに異議を申し立てることはできない。２人目まで１人につき当該コミューンの住居の平均評価額の 10%、３人目以降は１人につき同 15%が控除される。なおコミューンはその控除率を５%又は 10%加算できる。

②一般控除

任意的控除（議会によって決定）で、すべての納税者に５%、10%、15%の控除率が適用されうる。

③特別控除

任意的控除で低所得者を対象に５%、10%又は 15%の控除を行うことができる。

その他の地方税については表１．５参照。

4　その他

・フランスでは、わが国の地方税法のように地方税について独立して総合的に定めた法律は存在せず、租税法典（Code général des impôts）が国税とともに地方税についても規定している。
・第五共和国憲法第 34 条の規定により、「すべての性質の租税の基礎、料率及び徴収の態様」が法律事項とされ、租税法律主義が日本より厳しく、日本の法定外普通税のような制度は存在しない。
・徴税事務は、ごく一部の例外を除いて、国税徴収機関が地方団体に代わって行う。
・地方税は、地方団体の議会の議決した税率に基づいて国税徴収機関が

徴収するが、未収金等は国によって地方団体に補てんされる。

表１．５　フランス地方税一覧

○義務税　　＊特定地域のみ

区　　分	コミューン	広域行政組織	県	州
直接税				
既建築固定資産税	○	○	○	○
非建築固定資産税	○	○	○	○
住居税	○	○	○	
移動式陸上住居税	県レベルの特別の基金			
職業税	○	○	○	○
イル＝ド＝フランス州設備特別税				＊
公共法人徴収の設備特別諸税	不動産関係の公共法人			
家庭廃棄物収集税	○	○		
清掃税	○	○		
歩道税	○			
道路舗装税	○			
建築可能土地有償移譲定額税	○	○		
高圧線柱塔定額税	○	○		
内水面・領海風力発電施設設置税	臨界・内水面隣接コミューン又は海洋風力エネルギー補てん基金			
コミューン・県鉱床諸賦課金	○	○	○	
都市計画税				
地方建設整備税	○	○		
イル＝ド＝フランス州地方設備税賦課税				＊
サヴォワ県特別設備税			＊	
県建築・都市計画・環境助言財源税			○	
県自然環境保護税			○	
建築密度超過税	○	○		
駐車場非設置税	○	○		
イル＝ド＝フランス州事務所・研究所設備建設税				＊
集落道負担金	○	○		
権利譲渡への賦課				
県不動産広告物税及び県登録税			○	
コミューン権利譲渡付加税	○			
県権利譲渡付加税			○	

＊：それぞれイル＝ド＝フランス州又はサヴォワ州

表１．５　フランス地方税一覧

区　　分	コミューン	広域行政組織	県	州
その他の賦課及び間接税				
電気税	○	○	○	
運転免許証税				○
自動車登録税				○
掲示・ビラ及び電光掲示税	○	○		
固定広告スペース税	○			
広告自動車税	○	○		
滞在税	○	○		
定額滞在税	○	○		
県滞在税賦課税			○	
スキー場リフト等施設税	○	○	○	
観劇・遊興・娯楽税	○			
カジノ賭博収益税	○	○		
公共交通税	○	○		
一般廃棄物埋立・焼却税	○			
ミネラルウォーター付加税	○			
公共屠殺場利用税	○		○	○
自然保護区域のための海洋通行税	自然保護区域を管理する公的主体			
県島嶼連結通路通行徴収金			○	
墓地税	○			
下水道非接続税	○			
コルシカ島往復公共航空・海上路線税	コルシカ島の地方公共団体			
コルシカ島係留・寄港徴収金	コルシカ島の地方公共団体			
コルシカ島旅券徴収金	コルシカ島の地方公共団体			
コルシカ島たばこ消費徴収金	コルシカ島の地方公共団体			
グアデループ・ギアナ・マルティニック・レウニオン州航空・海上路線税				＊
グアデループ・ギアナ・マルティニック・レウニオン州石油製品消費特別税				＊
海外領土関税				＊
季節的非給与型商業活動税	○			

＊：海外領土州

第２章　職業税の歴史

第１節　営業税

職業税の起源は 1791 年３月２日法により創設された営業税（Patente）である。営業税は元々ギルドが徴収していた営業免許税的な性格を持つ賦課金に取って代わったものであった。すなわち、営業税は商工業の自由化を妨げていた封建的なギルドに終止符を打つものであったのである。営業税は２つの部分から構成されており、①職業の種類及びコミューンの人口を基準とした定額税、②固定資産及び営業用施設等の賃貸価格に応じて決められる変動税から成っていた。

営業税は国税であったが、コミューン及び県のために徴収される付加税も存在していた。

1844 年４月 25 日法で営業税はすべての職業に課されるように対象が広げられる等され、非常に幅広い税となった。

1917 年７月 31 日法により営業税は地方税となり、また、1957 年には従業員数に基づく算定が付加されたが、それ以外に営業税は改革されることなく存続することになった。

この営業税については主に以下の４つの批判が長年繰り返されていた。

①課税標準である固定資産の賃貸価格の見直しが長年なされていないこと。

②納税者の納税能力に合わせるために 1500 以上の項目から構成されている税額について、時代遅れであり、一貫性がなく、複雑であること。

③課税指数が企業の収益性との関連を弱めていること。

④税率が県においては４倍、コミューンにおいては 30 倍もの差があること。

第２節　1959 年の改革

このような営業税に対して、1959 年１月７日付けオルドナンスは、営業税に代わって新しい税、すなわち職業税を創設すべきだとした。1959 年１月７日付けオルドナンスでは職業税について、「安定的な指標によって見積もられる」営業資産若しくは事業活動に対する課税であること、課税標準は「職業の性格、固定資産及び償却資産の賃貸価格、一定の生産手段の存在、従業員数、事業の生産価値を表すその他の要素、ただし売上高と利潤を除く」から構成されること、課税標準の構成比率は職業の性質別、コミューンの人口別に変化を付けること、構成比率は、徴税当局代表、地方議員、職業代表により構成される職業税委員会によって決定されること、等を定めた。

しかし、1959 年の改革は２つの理由から長年実現されることはなかった。

１つは技術的な理由で、結局は 1970 年に完了したが賃貸価格の見直しが遅れたこと、もう１つは政治的な理由で、この改革が負担の大きな変更を引き起こすため、改革に踏み切れないというものだった。

結局、職業税が創設されたのは 16 年後の 1975 年となった。

第３節　職業税の創設

1970 年代に入り、営業税改革の議論が再びなされるようになった。

1974 年２月に提出された法案では、職業税の課税標準を①事業純益、②支払給与、③固定資産・賃貸資産の賃貸価格の３つと定めていた。この法案について、事業純益を課税標準としたために小規模事業者が負担増になるという数々の研究結果が出たために小規模事業者は反対に回っていたが、結局大統領の急死により国会で審議されることはなかった。

続く 1975 年５月には再度第２次営業税改革法案が提出された。第２次法案では、課税標準から事業純益部分は除かれ、①支払給与及び②固定資産・償却資産の賃貸価格のみとなった。法案は国会審議の過程で２つの修正が加えられた。１つは手工業者への過度の負担を避けるため、支払給与として算入される給与総額の割合が 20%に引き下げられたこと、もう１つは弁護士・会計士等の従業員数の少ない自由業について、支払給与ではなく事業収入を課税標準とすることである。こうして 1975 年７月 29 日に法律が成立し、職業税が創設された。

第４節　1980 年代以降の改革

職業税の創設により、手工業者を始めとする小規模事業者が税負担を軽減されたのに対して、大企業は増税となった。このため、職業税には経済界から非難が集中した。これを受けて政府は改革初年度から税負担の変動を抑制する措置を講じざるを得なかった。負担緩和措置は初年度にとどまらず、継続的に続けられた。職業税に対する批判は主に、①地方公共団体間の不公平、②業種間の不公平、③職業税が雇用・投資を抑制している、という３つであった。

このため、1980 年１月 10 日法において、職業税の課税標準を付加価値標準に一新することが定められた。政府は税負担が地方間・業種間で再び大変動してしまうことを恐れていたため、改革には消極的であり、本法案も納税者の１割を対象にシミュレーションを行い、その施行日を定める新たな法律を制定しなければならないという条件を付けた。

しかし、シミュレーションにおいては、1975 年の営業税改革とは逆に、大企業は税負担を軽減され、小規模事業者が増税となるという結果が出たため、

この改革が実現されることはなかった。

その後も職業税に対しては批判が止むことはなかったが、政府は税負担を調整するために様々な措置を講じたものの、抜本的な改革はなされなかった。主な措置は以下のとおり。

法律名	措置
1979 年 1 月 3 日法	納税額の上限設定を付加価値税額の一定割合（８％）とする
1980 年 1 月 10 日法	最低限納税額制度の導入 課税標準の「事業収入」に算入される割合を 1/8 から 1/10 へ変更 課税標準の算定年度を前年度から前々年度へ変更 全国平均の 2.5 倍での制限税率の設定
1982 年 6 月 28 日補正予算法	課税標準の「支払給与」に算入される割合を 20%から 18%へ変更
1983 年 7 月 8 日法	1983 年及び 1984 年に創設された企業に対する免税
1984 年 7 月 9 日法	1985 年及び 1986 年に創設された企業に対する免税（継続）
1984 年 12 月 29 日予算法	納税額 10%軽減
1986 年 12 月 30 日予算法	課税標準 16%削減及び納税額 10%軽減の廃止 1987 年及び 1988 年に創設された企業に対する免税（継続）
1990 年 12 月 29 日予算法	施設の新設・拡張等に対する５年間の免税
1995 年 12 月 30 日予算法	付加価値額の一定割合（1.5%）での最低限納税額制度の導入
1998 年 12 月 30 日予算法	課税標準「支払給与」部分の段階的廃止

このうち、1999 年から課税標準中「支払給与」部分を５年間で段階的に廃止するという決定は大きなものだった。というのも、「支払給与」は課税標準の３割以上を占める重要な部分だったからである。

この措置は職業税が雇用を阻害しているという批判に応える形で取られたものではあるが、1997 年に租税評議会が提出した報告書の中で、「職業税が労働コストを高める程度は極めて小さく、雇用を阻害しているわけではない。職業税を失業対策の手段として使うべきではない。」としていることからもわかるように、理論的な検討の上で取られた措置というよりはむしろ政治的な判断による雇用対策パフォーマンスであるという見方が一般的である。

第３章　近年の職業税を取り巻く状況

第１節　改革の端緒

以上のように、職業税は 1979 年の創設以来様々な軽減措置、課税標準の削減措置等が行われてきた。これについては、1980 年に試みられたように、職業税の抜本的改革が必要であると誰もが認識しながら、改革による影響力の大きさ故に抜本的な改革ができず、そのため毎年度次々と打たれる軽減措置により何とか切り抜けてきたという見方が一般的である。

また、21 世紀を目前にした 1999 年においてさえ、雇用対策と銘打って取られた措置（課税標準の「支払給与」部分の段階的廃止）が理論的根拠を欠くものであったことからもわかるように、職業税の改革は、様々な利害調整が必要とされ、非常に難しいものであり、政治的判断が必要とされるテーマである。

このような中、シラク大統領は 2004 年１月６日の国民向けあいさつにおいて、「企業の投資の能力を十分に発揮させるために、職業税を新たな措置、すなわち産業に対して過重な不利益を与えることなく、経済活動の多様性をより勘案した措置によって代替することが、必要不可欠となっている。それに取り組まなければならない。さしあたり 18 か月間、新たな投資に対する職業税の免除を法律により定めることを希望する。それはまた健全かつ継続的な景気回復を刺激するためでもある。政府は当然のことながら地方団体の財政のために、当該措置を中立化することに十分に留意する。」と述べ、職業税の減免措置とともに抜本的改革をも表明したため、職業税を巡る動きはにわかに活気を帯びた。

２月 18 日には経済・財政・産業省が職業税の減免措置について発表を行い、設備及び動産に対して職業税が課税される企業は、2004 年１月１日から 2005 年６月 30 日までの新規設備投資について職業税が減免される措置が取られることとなった。また、２月 26 日にはオリヴィエ・フーケ氏を委員長とした職業税改革検討委員会（commission de réflection pour la reforme de la taxe professionnelle、以下「フーケ委員会」という。）が立ち上げられ、職業税改革について検討することとなった。

第２節　フーケ委員会の結末

フーケ委員会は職業税に代わる新たな税を検討するために結成された首相の諮問機関である。新たな税は、経済的に公正かつ効率的な税であることとされ、その必要条件として次の４項目が挙げられた。

①　地方公共団体の財政の自主性を維持すること。
②　経済活動とのつながりを維持すること。
③　企業から家計への税負担の移動を回避すること。
④　コミューン連合を助長すること。

フーケ委員会は委員会を８回招集し、24 回のヒアリングを実施した上で、７月８日付けで中間報告を首相に提出した。中間報告においては、職業税を詳細に分析し、以下のような結論を挙げている。

①　職業税の比重は大きく、少数の企業に集中している。
②　職業税は投資、特に資本主義的色彩が強い部門を不利な立場に追い込んでいる。
③　海外に例のない職業税は企業誘致に不利な要素であり、フランスの国際競争力の障害となっている。
④　地方公共団体の財源の活力を維持するためには、国の費用負担を増加し、税率をすみやかに引き上げる以外に方法はない。
⑤　職業税は複雑な税であるため、企業・行政双方においてその管理に多額の費用が発生している。

以上を踏まえて、中間報告書においては取り得るオプションの一覧が掲げられている。

1	固定資産賃貸価格(VLF)と償却資産(EBM)へ各自治体の税率で課税
2	純収益に対して全国一律税率で課税
3	取引高に対して全国一律税率で課税
4	取引高－支払給与額の金額に対して全国一律税率で課税
5	付加価値額(VA)に対して全国一律税率で課税
6	VLF に自治体税率で課税＋VA に対して全国税率で課税
7	VFL と VA に自治体税率で課税
8	７の課税で、VA に対する税率を 1.2%～3.2%の幅で制限
9	７の課税で、VA に対する税率を 1.5%～2.6%の幅で制限
10	VFL に自治体税率で課税＋VA に対して全国的な累進税率で課税
11	VFL に自治体税率で課税＋粗利益に対して全国税率で課税
12	VFL を２倍にして自治体税率で課税＋粗利益に対して全国税率で課税
13	VFL と粗利益に対して自治体税率で課税
14	13 で税率に制限
15	VFL に自治体税率で課税＋課税所得（法人税）に全国一律税率で課税

16	6のケースで税収を700万ユーロ減額

続いてフーケ委員会は、6回の委員会及び数回のヒアリングを経て、12月21日付けで最終報告書を提出している。そこにおいては、中間報告書で明らかにされたオプションの長所と短所について検討し、その結果、委員会としては上記オプションの8「VFL と VA に自治体税率で課税、VA に対する税率を1.2%～3.2%の幅で制限」を選択した。

これを受けて政府は2005年夏までに法案を策定し職業税を改革するとしたが、それもすぐに沙汰止みとなり、職業税の軽減策が発表された。すなわち、税負担の大きな変動が生じることから、再び大きな改革は実現に至らず、フーケ委員会の提言も実現されなかったのである。2005年に行われた改正は以下の2つである。

第3節　2005年の改正

1　納税上限額の設定

職業税の改革については長年その必要性が訴えられていたにも関わらず実現されてこなかったことはこれまでの経緯で述べた。一方で、職業税の歪みを是正するため、付加価値の一定割合の納税上限額を設けることにより部分的にではあるが実質的に課税標準を付加価値とすることが、職業税創設の数年後の1979年から行われてきた。その割合については、1979年の時点では8％であったが、年々その割合は引き下げられ（すなわち、適用企業が増えていった）、1995年には売上高に応じて3.5%、3.8%、4.0%の3段階の基準が累進的に設定された。2005年の改正ではこの割合を再び一律3.5%とすることが定められた。これは1991年の水準と同じであり、納税上限の適用を受ける企業を拡大する方向の改正である。

実際、2007年度税収で見ると（図3．1）、改正前には付加価値の一定割合による納税上限の適用を受ける企業の数が216,200であったのに対し、改正後は305,300に拡大した。これはフランス全体の企業数2,888,600のうちおよそ1割に当たる。また、納税上限の適用が広がったことにより、企業の納税額もおよそ30億ユーロ軽減されることとなった。本改正については業種間の不均衡を是正する目的を持っていたが、その効果については第4章で詳しく述べる。

図３．１　2005 年改正の影響（2007 年度税収の状況）

（単位：百万ユーロ（A～D））

A	B	C	D	E	F	G
30,708	27,858	24,793	-3,065	216,200	305,300	2,888,600

A：付加価値による一定割合の納税上限額設定前の納税額

B：改正前の納税上限額及び最低限納税額を適用した納税額

C：改正後の納税上限額及び最低限納税額を適用した納税額　　D：改正による軽減額

E：改正前の納税上限額適用企業数　　F：改正後の納税上限額適用企業数　　G：総企業数

出典：Rapport Evaluant la mise en oeuvre de la reforme de la taxe professionnelle,octobre2008,経済・産業・雇用省

２　「地方の参加」

改正前には付加価値の一定割合（3.5%、3.8%、4.0%）の納税上限額が設定されていたことは先に述べたが、この納税上限額の算定の際に使用されていたのは 1995 年の税率であった。すなわち、納税上限を受けられるかどうかは(課税標準×1995 年の税率)の額によることとなっていたため、例えば 2005 年時点での税率が 1995 年の税率を上回っていた場合に、本来であれば受けられる納税上限額の適用を受けられないというケースがあった。そして実際、職業税率の全国平均は 22.2%（1995 年）から 25.3%（2005 年）に上昇していたのである。また、仮に 3.5%の上限設定を受ける場合でも、国の補償は 1995 年税率で計算された範囲までであり、そこから先は企業が負担することとなっていた[1]。

今回の改正では、それを解消するため、準拠税率を 2005 年の税率又は 2004 年の税率×補正係数（コミューン 5.5%、県 7.3%、州 5.1%）とし、さらに、以後の地方自治体の税率引き上げについては、地方が負担することとされた。

この改正は、地方自治体が自らの税率引き上げを国の補てんを受けることなく自らが負担することとなったという点で画期的なものであった。

[1] 当初は国が全額補てんを行っていたが、1988 年から 1995 年までの間にコストが 10 倍になる等、国の補てんが膨大になったことを受けて、1996 年予算法においてこのような改正がなされた。

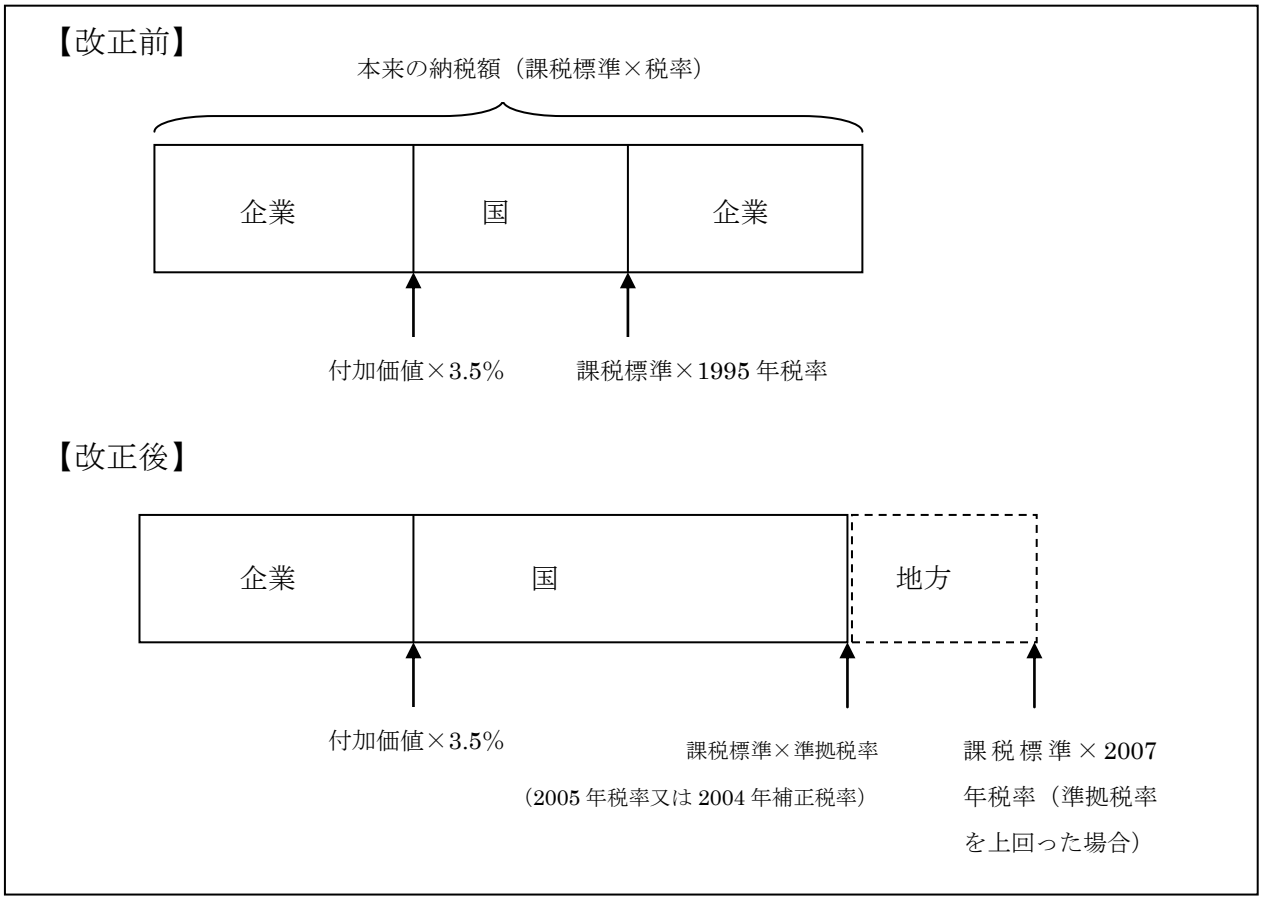
【改正前】
本来の納税額（課税標準×税率）
企業
国
企業
付加価値×3.5%
課税標準×1995 年税率
【改正後】
企業
国
地方
付加価値×3.5%
課税標準×準拠税率
（2005 年税率又は 2004 年補正税率）
課税標準×2007 年税率（準拠税率を上回った場合）

第４節　サルコジ大統領就任後の動向

１　就任後のミッションレター

サルコジ大統領は就任後の 2007 年 7 月 11 日、ラガルド経済・産業・雇用大臣に対してミッションレターを送付した。その中でサルコジ大統領は、「企業等に対する課税はより奨励的にならなければならない。我々の経済、特に工業部門の競争力の障壁となっている職業税の重荷を軽減することを検討すること。我々はこの悩ましい問題を断念することはできない。・・」と述べ、職業税改革に着手することを指示している。

また、７月 30 日にアリオマリ内務大臣に送付したミッションレターにおいても、「経済・産業・雇用大臣に着手を指示した職業税の改革の作業に参加すること。」と指示を出している。

２　職業税改革議論の再燃

2008 年９月 11 日、フィヨン首相は斬新な発明賞（le prix de l'audace créatrice）の授与式の際に演説を行い、その中で職業税改革に言及したことから、職業税の改革は再びにわかに脚光を浴びることとなった。

フィヨン首相は「職業税はヨーロッパに他に類似した税がなく、我々の成長率と競争力の重荷となっている。職業税はフランスへの投資の障害となっており、輸出部門の国際競争力にも悪影響を及ぼしている。我々はこれ以上職業税の改革を遅らせることはできない。」と述べ、職業税改革への決意を示した。なお、フィヨン首相は続けて「職業税は地方公共団体の主要な財源であり、地方公共団体と企業との関係を築くものでもある。したがって、地方公共団体の財政自主権及び安定的な財源を保証せずに改革を行うことは許されない。」と述べ、地方公共団体側への配慮も忘れなかった。

フィヨン首相は職業税の改革は年内に議会に提案されるとし、翌日の新聞各紙は「今年中に職業税改革か」として一斉に報道した。ただし、結局 2008 年中に職業税の改革案が具体的に明らかになることはなく、以下で述べるような減免措置が明らかにされただけであった。

３　2008 年の改正

９月 25 日、サルコジ大統領はトゥーロンで演説を行い、その中で職業税の新たな減免措置について言及した。また、10 月 23 日には、「今日から 2010 年１月１日までの新規投資については恒久的に 100％の職業税の免税を行うという決定をした。この措置は 2008 年補正予算案において提案

されることになる。」と述べ、2010 年１月１日までの新規投資を 100%免除することを表明した。また、より深い改正を行うことになることも併せて表明した。実際にこの措置は 2008 年 11 月 19 日に国民議会に提出された 2008 年補正予算案の中に盛り込まれ、12 月 30 日に成立した。

2007 年１月から行われていた従来からの新規投資の減免は、初年度 100%、２年目 66%、３年目 33%の減税でその後は通常の課税がされていた措置であったが、今回の措置はそれをさらに変え、恒久的に 100%の免除を認めているという点で画期的であり、また、この期間に限って言えば職業税が実質的に廃止されたことに等しい措置であることから、職業税の改革への決意を示したものと取ることもできる。

４　バラデュール委員会と今後のスケジュール

一方、10 月 22 日付けデクレにより地方団体改革委員会（以下、バラデュール委員会という。）が設立された。委員会のメンバーは以下のとおり。

●座長：バラデュール元首相
●構成員（座長含め 11 名）
ピエール・モロワ　上院議員（元首相、PS）
ドミニク・ペルバン　国民議会議員（UMP）
ジェラール・ロンゲ　上院議員（UMP）
アンドレ・ヴァリニ　国民議会議員及びイゼール県議会議長（PS）
ダニエル・カヌパ　イル・ド・フランス州及びパリ地方長官（プレフェ）
ジャン・クロード・カザノヴァ　フランス国立政治学財団会長
ジャック・ジュリアール　歴史家
エリザベス・リュラン　国家財務監督官及び公共政策コンサル会社社長
ジャン・リュドヴィク・シリカニ　国務院評定官
ミシェル・ヴェルポー　パリ第一大学教授（公法）

委員会発足に合わせてサルコジ大統領が行った演説においてサルコジ大統領は、1980 年代以来フランスは地方分権を推進してきたが地方行政組織を根本から見直すことはしてこなかったこと、国民が徐々に地方分権と地方団体に対しても批判的になっていることを挙げ、「国民は、地方団体の階層が過剰であると考え、権限の重複を批判し、明確な責任の不在を嘆いている。」とした。その上で、委員会の役割は、地方団体の構造を見直すことであり、

①地方団体間及び国･地方間の権限の明確化
②地方行政組織の簡素化

③各地方団体の自己責任を保障するような地方財源の在り方
④欧州における都市間競争、大都市圏の問題との関連を含め地方団体の規模
⑤地域ごとの在り方の多様化（特にイル・ド・フランス州）
⑥地方議員の在り方

等に取り組むこととしている。

バラデュール委員会においてはいわゆる「県の廃止の議論」をはじめとして地方公共団体の階層の議論が主にされる予定となってはいるが、それが職業税改革にも影響を与えると見られている。

バラデュール委員会は結論を 2009 年２月に出すこととなっており、サルコジ大統領はそれを受けて改革案を具体的に検討する予定である。与党 UMP の国会議員を集めた 2009 年新年賀詞交歓会の際に、サルコジ大統領は「夏から秋にかけて改革案をまとめる。」と述べており、職業税の改革案もこれと併せて出されるのではないかという見方が強い。

５　最新の動向

2009 年２月５日（木）夜、サルコジ大統領はテレビインタビューに出演し、経済危機への対応について説明した。その中で「2010 年に職業税を廃止する」と述べ、影響額は 80 億ユーロ（2006 年職業税収は 270 億ユーロ）であると発表した。これについては、職業税のうち、償却資産分を課税標準から完全に外すという意味で、不動産の賃貸価格及び付加価値の一定割合による課税は続けるという意味であると、クリスティーヌ・ラガルド経済・産業・雇用大臣の側近は述べている（２月９日 Le Monde 紙）。

サルコジ大統領は今回の措置を、企業の国外移転を防止するための措置と位置付けている。

第４章　職業税に対する批判

以上のように職業税の改革の流れを見てきたが、本章では改めて職業税を取り巻く様々な批判について取り上げていきたい。

第１節　企業から見た職業税

１　企業の競争力低下

職業税が企業に負担をかけ、その競争力を大きく低下させているということは、しばしば批判されてきたことであり、また、最近の職業税改革をめぐる大統領及び首相の発言の中でも必ずそれについて言及されているところである。

しかし実際は、フーケ委員会最終報告書によれば、企業の負担するコストのうち職業税の占める割合は 90%の企業においてわずか 1.96%未満に過ぎないという結果が出ている。

また、例えば、イシー・レ・ムリノー市のサンティニ市長は、「企業は原理的に課税に反対するものである。実際、私が市長になった時に、企業主を集めた会合で職業税への批判に答えるため、逆に企業の納税額を尋ねたところ、どの企業主も答えられなかった。」とし、相手にする気配がない。

２　立地による負担不均衡

地方公共団体間で職業税の税率を比べてみると、かなりの格差が認められる。すなわち、2003 年の平均税率水準が 24.06%であるのに対して、極端なケースでは 45%を超えていたり 10%前後の税率を設定している地方公共団体もある。このような極端な例を除いても、例えば 2003 年の平均税率水準を州レベルで比べてみると、バス・ノルマンディー州の税率 18.85%であるのに対して、ラングドック・ルシオン地方では 32.48%となっており、かなりの差が見られる。

州及び県の税率を比べると、州においてはリムザン州 3.82%に対してイル・ド・フランス州 1.72%となっている（図４－１参照）。また、県においては、最も税率の高いオート・ピレネー県が 15.11%であるのに対して、最も税率の低いイヴリーヌ県は 4.53%となっている（パリ、オート・コルス及びコルス・デュ・シュッドは除く。）。

こうした地方公共団体間での税率の不均衡は、企業間の競争に歪みをもたらしているとされている。例えば、償却期間 10 年の投資を行う企業の場合、職業税のコストは全国平均税率だと投資原価の 16%であるのに対し

て、バス・ノルマンディー州では 12.6%、ラングドック・ルシオン州では 21.6%となることがフーケ委員会の最終報告書によって明らかにされている。

表４．１　州の職業税率（2007 年度）

（単位：%）

州	税率	州	税率
アルザス	2.19	ミディ・ピレネー	3.92
アキテーヌ	3.54	バス・ノルマンディ	3.10
オーヴェルニュ	3.58	オート・ノルマンディ	2.61
ブルゴーニュ	3.04	ノール・パ・ド・カレー	3.63
ブルターニュ	3.13	ペイ・ド・ラ・ロワール	2.76
サントル	2.83	ピカルディ	3.05
シャンパーニュ・アルデンヌ	2.40	プワトゥ・シャラント	2.51
コルス	-	プロヴァンス・アルプ・コートダジュール	3.84
フランシュ・コンテ	3.11	ローヌ・アルプ	2.43
イル・ド・フランス	1.72	グアドループ	2.50
ラングドック・ルシオン	4.15	ギュイアンヌ	2.24
リムザン	3.82	マルティニーク	1.94
ロレーヌ	2.54	レユニオン	2.30

出典：Rapport Evaluant la mise en oeuvre de la reforme de la taxe professionnelle,octobre2008,経済・産業・雇用省

表４．２　県の職業税率上位１０県及び下位１０県（2007 年度）

（単位：%）

県	税率	県	税率
オート・ピレネー	15.11	イヴリヌ	4.53
タン	14.86	マルヌ	4.59
ジェルス	14.83	レウニオン	4.83
オード	14.68	オート・ド・セーヌ	5.68
アリエージュ	14.42	ロワレ	5.87
ピレネー・オリエンタル	13.98	アンドル・エ・ロワール	6.10
タン・エ・ガロンヌ	13.58	マルティニーク	6.10
クリューズ	13.57	モーゼル	6.22
ロット	13.07	ヴァル・ドワーズ	6.45
セーヌ・サン・ドニ	13.03	メヌ・エ・ロワール	6.49

出典：Rapport Evaluant la mise en oeuvre de la reforme de la taxe professionnelle,octobre2008,経済・

３　業種間の負担不均衡

（１）業種間の負担不均衡

職業税はその課税標準から一般的に銀行等の金融部門やサービス業等に比べて製造業、エネルギー業及び運輸業に重く圧し掛かるという批判は以前からされてきた。

データを見ると、農産物加工業、消費財及び設備財製造業、中間財製造業、自動車製造業、エネルギー業並びに運輸業は職業税全体の 65.9%を負担している（納税上限額設定前で 69.2%であり、納税上限額設定のために若干の矯正がされている）が、付加価値では 32.8%を占めているに過ぎない。一方で、以上の産業以外の、建築業、農林水産業、商業、金融業、不動産業、対企業サービス業、行政、教育・健康・福祉、対個人サービス業については、職業税全体の 34.1%（納税上限額設定前で 30.8%）しか負担していないにも関わらず、付加価値の 67.3%を占めている（図４．３参照）。

これは 2004 年時のデータであり、その後、2005 年改正により若干の是正がなされている（図４．４参照）と推定されるが、それでもこの不均衡を部分的に緩和しているに過ぎないとされている。

図４．３　業種別　職業税の負担比較

（単位：%）

業種	A	B	C	D
農産物加工①	6.1	6.0	3.3	3.3
設備財及び消費財製造②	10.8	11.8	7.0	10.4
中間財製造③	25.6	22.8	6.0	8.6
自動車製造④	5.8	3.3	2.4	2.1
製造業（①～④）計	48.3	43.9	18.7	24.4
エネルギー⑤	8.2	9.6	2.7	2.9
運輸⑥	12.7	12.4	3.1	5.5
①～⑥計	69.2	65.9	24.5	32.8
建築⑦	3.3	4.0	3.4	6.2
農林水産⑧	0.5	0.4	1.3	4.4
商業⑨	14.2	16.7	22.6	16.2
金融⑩	2.5	2.7	34.9	8.2
不動産・対企業サービス⑪	7.1	7.0	9.6	22.9

行政⑫	0	0	0	0
教育・健康・福祉⑬	1.1	1.3	1.3	4.2
対個人サービス⑭	2.1	2.0	2.4	5.2
⑦～⑭合計	30.8	34.1	75.5	67.3

A：付加価値による一定割合の納税上限額設定前の納税額

B：納税上限額及び最低限納税額を適用した納税額（注：2005 年改正前の納税上限額適用）

C：売上高　　D：付加価値

出典：Rapport au Premier ministre Commission de réforme de la taxe professionnelle, 2004

（２）付加価値の一定割合での納税上限額設定による業種間不均衡の緩和

第３章第３節 2005 年の改正でも取り上げた付加価値の一定割合による納税上限額の設定は、（１）で見た業種間の不公平を緩和する働きがある。業種別にその影響を見ると図４．４のようになる。まず、2005 年改正による影響については、表中 D 及び F で明らかになる。すなわち、F の割合が大きいほど2005年改正により是正された金額が大きいということであり、それが大きければ大きいほど従来の歪みが大きかったということになる。これを見ると、中間財製造が最も大きく、それに消費財・自動車・設備財製造を加えた４製造業､エネルギー業及び運輸業で全体の約６割を占める。すなわち 2005 年の改正は上記６業種の負担を軽減し、従来の歪みをさらに緩和する役割を果たした。

次に、その 2005 年改正後の負担額と、本則の課税標準で算定された納税額（すなわち、納税上限額設定前の納税額）を比べたものが E、その業種別の分布を示したものが G である。これを見ると、負担軽減額の約４割は中間財製造が占めていることがわかる。さらに、中間財に消費財・自動車・設備財を加えた４製造業で見ると、負担軽減は全体の６割にも達し、それにエネルギー業及び運輸業を加えると 83.3%となり、本措置はこれら６業種の負担を軽減し、歪みを矯正していることがわかる。

その一方で、金融業及び不動産業については、付加価値の 1.5%という最低限納税額が適用されているため、納税額は増えることとなっており、ここでも若干ではあるが歪みが矯正されていると言える。

図４．４　付加価値の一定割合での納税上限額設定による業種別の影響（2007年度税収の状況）

（単位：百万ユーロ（A～D））

業種	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
農林水産	206	109	91	-18	-115	0.6	1.9	13,400	12,700	34,400
農産物加工	1,524	1,235	988	-247	-536	8.1	9.1	5,600	8,200	51,400
消費材製造	1,118	1,049	924	-125	-194	4.1	3.3	5,300	6,900	46,900
自動車製造	1,512	861	594	-267	-918	8.7	15.5	300	400	1,800
設備財製造	1,293	1,222	1,130	-92	-163	3.0	2.8	2,700	4,000	35,400
中間材製造	4,972	3,565	2,683	-882	-2,289	28.8	38.7	12,100	15,800	49,700
エネルギー	2,164	1,704	1,556	-149	-608	4.8	10.3	900	900	2,700
建築業	1,305	1,286	1,218	-68	-87	2.2	1.5	10,800	15,700	291,500
商業	3,815	3,753	3,532	-222	-283	7.2	4.8	48,200	66,300	441,200
運輸	2,641	2,194	1,890	-304	-751	9.9	12.7	11,500	14,600	70,600
金融	954	1,710	1,690	-20	736	0.7	-12.4	1,200	1,500	28,400
不動産	323	437	411	-26	88	0.9	-1.5	10,000	11,600	150,100
対企業サービス	5,370	5,297	4,772	-525	-598	17.1	10.1	28,200	39,700	338,800
対個人サービス	1,141	1,092	1,020	-72	-121	2.3	2.0	26,200	34,500	267,800
教育・健康・福祉	927	911	883	-27	-44	0.9	0.7	33,400	62,800	316,500
行政	146	132	119	-13	-27	0.4	0.5	5,900	8,900	51,000
その他	1,296	1,300	1,292	-8	-4	0.3	0.1	600	800	710,400
合計	30,708	27,858	24,793	-3,065	-5,915	100	100	216,200	305,300	2,888,600

A：付加価値による一定割合の納税上限額設定前の納税額

B：改正前の納税上限額及び最低限納税額を適用した納税額

C：改正後の納税上限額及び最低限納税額を適用した納税額　　D：2005 年改正による軽減額（C-B）

E：改正後の軽減額(C-A)　　F：D の業種別分布　　G：E の業種別分布

H：改正前の納税上限額適用企業数　　I：改正後の納税上限額適用企業数　　J：総企業数

出典：Rapport évaluant la mise en oeuvre de la réforme de la taxe professionnelle, octobre 2008, 経済・産業・雇用省、地方財政 2008 年 12 月「地方法人課税におけるフランスのこだわりと工夫」青木宗明

４　企業の担税力と無関係な課税

職業税は、企業コストとの関連性がほとんどなく、企業の担税力に応じた課税ではないと言われている。すなわち、納税上限額の設定により１割

の企業では付加価値に応じた課税が行われてはいるものの、その他の企業においては職業税と利潤の間に何の関連性もない。例えば、フーケ委員会が2004年4月7日に意見聴取を行ったUnilever France社のケースでは、同社の子会社であるLever Fabergé社では利潤に占める職業税の割合（職業税／利潤）が 2003 年に 2.6%であったのにも関わらず、同じ子会社のCogesal-Miko 社では 14.9%となったのである。すなわち、利益とは無関係の課税客体を持つ職業税は、企業の弱体化リスクを高めるという批判がある。

また、前々年度の課税標準により課税がなされるため、課税年度の企業の状況を反映していないという批判もなされているところである。

第２節　地方公共団体から見た職業税

１　課税客体に対する批判

企業に対する地方税の課税は、インフラの利用・整備、企業の招く公害等のコスト、企業が享受する公共サービスへのコスト等、基本的に異論の余地はない。しかし一方でこれらのコストは数量化が難しく、様々な要因が重なり合うため、コストに見合った課税がされているのか、あるいは過剰に課税がされているのかということは長年確認されて来なかったことは事実である。

一方、それ以前に職業税は実際には企業が招くコストを正確に反映するようにそもそも構想されていなかったという批判がなされている。というのも、企業の存在で発生する公共サービスの利用は、この企業の動産及び不動産投資のみならず、その従業員や環境への影響等を含めた様々な要素に依存するからであるが、職業税の算定においてこれらの要素が考慮されていないからである。

しかし一方で、当然のことではあるが、職業税は使用料ではなく地方税であることから、職業税の収入はこれらの企業立地に伴うコストのためだけに使用されているわけではない。すなわち、職業税収入の大部分は企業コスト以外の支出に実際には充当されていることが、単一職業税[2]を導入している広域行政組織のフーケ委員会による意見聴取で明らかになっている。

[2] Taxe professionnelle unique (TPU)。広域行政組織がコミューンに代わって徴収する職業税。都市圏共同体及び大都市共同体においては義務的に、コミューン共同体においては選択的に単一職業税を徴収することができる。詳しくは第６章参照。

２　地方公共団体間の格差

職業税は地方公共団体間における富の格差の主要ファクターである。職業税収入が最も多い 1,650 コミューン（全国の市町村の 4.5%、人口の 38.5%を包含）が全コミューンの職業税収入の８割を占めているのである。これは地方主要４税の中で最大の格差である。前述のとおり、職業税は地方税中最も大きな比率を占める税であるから、職業税は地方公共団体間の富の格差の主要ファクターであると言える。第６章で改めて詳述する広域行政組織への単一職業税はコミューン規模を超えた都市圏規模でその格差を縮小させる可能性はある。

もっとも、企業の立地の決定に地方税制が及ぼす影響は極めて小さいと考えられている。企業の立地の選択は多数のファクターにより決定されており、地方税制がその中で決定的な役割を果たすことはまれであることがフーケ委員会の実施した意見聴取で明らかになっている。企業立地に影響を与えるのは、地方税制よりも、有資格労働力の入手の有無、消費者の特徴、産業集中拠点等の立地、交通等によって決定されているのである。

また、職業税は地方公共団体間の競争に歪みを与えているという批判もある。すなわち、地方公共団体が隣接する団体の税率に合わせようとするがあまり、ある団体にとっては過分課税となってしまう可能性があるという批判である。また、付加価値の一定割合による納税上限額の設定により、企業が地方の税率引き上げに無関心になっていることにより、地方公共団体側も場当たり的な行動に出る傾向があること、州、県及びコミューン（あるいは広域行政組織）それぞれのレベルで課税を行うため、税率の引き上げ競争が起きること等の批判がなされている。

傾向として、現行の職業税制度は、地方公共団体間の富の格差を拡大し、最適な税率以上の税率を地方公共団体が設定するように導いていると批判されている。

第３節　国から見た職業税

これまでも述べてきたとおり、職業税はその創設以来、1987 年に導入された課税標準の 16%一律控除を始めとして、様々な減免措置がとられてきた。

また、文化、メディア、農林水産、輸送、医療等の分野に対する様々な減免措置もとられてきた。また、1999 年から 2003 年までの間に行われた給与部分の課税標準の廃止、さらには 2005 年改正の際に言及した付加価値の一定割合での納税上限額の設定等、これらの減免措置は基本的にすべて国が補てんすることとなってきた。このため「国は第一の納税者」という状況（2006 年で 93 億ユーロ）となっている。このことで企業が税率に対する関心を失

い、地方公共団体側も企業に対する負担を考慮せずに税率の引き上げを行うという企業・地方公共団体間の関係の希薄化が批判されている。

前述の 2005 年改正により、地方公共団体にも負担が求められるようになったとはいえ、現在のところ付加価値の一定割合による上限設定による軽減額の 92.45%は依然として国が負担している（表４．５）。

表４．５　付加価値の一定割合での納税上限設定による軽減額の負担（2007 年）

（単位：百万ユーロ）

	負担額	割合
コミューン	21	0.25%
独自付加税[3]を採用する広域行政組織	11	0.13%
単一職業税を採用する広域行政組織	58	0.67%
県	278	3.26%
州	277	3.25%
国	7,880	92.45%
合計	8,525	100%

出典：Rapport évaluant la mise en oeuvre de la réforme de la taxe professionnelle, octobre 2008, 経済・産業・雇用省

[3] fiscalité propre additionnelle。広域行政組織が採択可能な税制で、地方直接４税に独自の税率を賦課し徴収する税。詳しくは第６章参照。

第５章　職業税を巡る関係者の意見

第１節　企業

１　フランス企業運動

フランス企業運動[4]（Mouvement des Entreprises de France、以下MEDEF という。）は長年職業税の廃止を要求している。

2004 年初頭からの職業税改革論議の際にも、MEDEF は 2004 年３月10 日、職業税に関する主張を表明し、自らの立場を明らかにしている。MEDEF によると、MEDEF が長年職業税の廃止を要求している理由は、職業税がフランスへの投資を抑制していること、特に海外の投資家にとって複雑な課税標準と計算方法になっていること等である。

その上で、MEDEF は自らの立場を以下のように説明している。

①MEDEF は職業税の廃止に賛成であるが、それは地方公共団体の財源の消滅を意味するわけではない。我々は企業と地方公共団体の絆を大切にしている。

②理想的な解決方法は、職業税を廃止し、国税の一定割合で代替し、十分な時間を取ってそれを徐々に減らしていくことである。

③企業と地方公共団体との絆が保持されるためには、コミューンに存在する企業を尊重するという基準が重要である。

MEDEF のローランス・パリゾ会長も、「フランスの産業を維持するためには、職業税の改革を徹底的に行う必要がある。」と述べ、職業税の改革を求める発言を行っている。

２　フランス中小企業経営者連盟

フランス中小企業経営者連盟（Confédération Générale des Petites et Moyennes Entreprises、以下 CGPME という。）も 2004 年の職業税改革論議に合わせ、2004 年 12 月に「職業税改革に関する CGPME の意見」という表明を行い、自らの立場を明らかにした。その中で、CGPME は、国が減収分を補てんする仕組みを模索しながらの職業税の廃止又は課税標準の調整による職業税の改革を求めている。さらに、結論として、職業税改革の困難さは認識しているものの、職業税だけでなく地方税全体の大きな改革が進められないことに遺憾の意を示している。

---

[4] 日本の経団連に相当する。

また、2009 年２月５日のサルコジ大統領の発表を評価する旨の声明を出している。

３　手工業者連合

手工業者連合（Union Professionnelle Artisanale、以下 UPA という。）も職業税について様々な意見を表明してきた。1999 年から５年間で達成された課税標準の給与部分の消滅についても UPA が求めてきたものである。また、フーケ委員会のレポートが提出された際には、フーケ委員会の提案した付加価値による課税に対して懸念を表明している。

2009 年２月５日のサルコジ大統領の発表を受けて発表した声明の中で、今回の大統領の発表を評価すること、直近の改正においては大企業のみに利益が享受されたことから、その措置については未だ警戒していること、２月 18 日に大統領により開催される会合より前に MEDEF 及び CGPME の会長と会合を設けるつもりであることを表明している。

第２節　地方公共団体

１　共同声明

職業税に関しては、全仏市長会（Association des maires de France、AMF）、全仏県連合（Assemblée des départments de France、ADF）、全仏州連合（Association des régions de France、ARF）、全仏大都市共同体連合会（Association des communautés urbaines de France）、全仏コミューン間広域行政組織連合会（Assemblée des communautés de France、AdCF）、フランス大都市市長会（Association des maires de grandes villes de France、AMGVF）、フランス中規模都市市長会（Fédération des maires des villes moyennes、FMVM）、フランス小都市会（Association des petites villes de France、APVF）及びフランス都市・郊外市町村長会（Association des maires ville et banlieue de France、AMVBF）等が共同で声明を表明している。

例えば、2008 年９月 19 日に 2009 年予算法案に対して声明を発表し、真の審議なしに職業税を廃止することに対して反対の意を表明している。

また、2009 年２月５日のサルコジ大統領の発表を受けて発表した声明の中では、職業税が特に単一職業税を採用する広域行政組織にとって主要な財源であることを挙げ、職業税の代わりに以下の３つの原則を満たした代替財源を措置することを要求した。

①地方公共団体の財政自主権を尊重すること。

②企業と地方公共団体との間の税制上の関係を維持すること。
③地方公共団体改革及び地方税制改革の一貫性。

2　個別声明

2009 年２月５日、サルコジ大統領がテレビインタビューにおいて職業税の廃止を表明したことを受けて、各団体は上述の共同声明のほか、ただちに懸念を表明した。

フランス大都市市長会は、職業税廃止によってなくなる財源の代替について強い不安を示す代表のインタビューを紹介し、国、企業及び地方公共団体による「地方税のグルネル会議」開催を求めるとした。

また、フランス中規模都市市長会は翌日に声明を発表し、職業税が地方公共団体にとって主要な財源であることを強調し、職業税改革が企業のためだけでなく地方公共団体も入れて議論していくべき問題であることを強調している。

フランス小都市会も翌日に声明を発表し、職業税の重要性を訴えるとともに、職業税の廃止が一方的に表明され、地方側と国との協議なしに進められようとしていることに懸念を示した。その上で、職業税に代わる新しい税として、引き続き企業に対する税が必要であること、企業立地と税を関連付ける必要があることを主張した。

また、共同声明に含まれていないフランス農村メール会（Association des maires ruraux de France）も２月９日に声明を発表し、職業税の廃止をテレビ放送を通じて知らせるという方法に対して遺憾の意を表明するとともに、職業税に代わる新しい財源に対しての説明を求め、地方公共団体を交えた協議の開催を要求している。

第３節　国

1　ベナール首相府補佐官

ベナール補佐官は首相府の官房に所属する税制・国民負担担当の補佐官である。首相府官房にはそれぞれの分野で補佐官が存在している。ベナール補佐官は 2004 年フーケ委員会報告書の報告者でもあり、税制のスペシャリストと言える。

ベナール補佐官は職業税を将来的に維持することは不可能であると考えている。その理由として、ヨーロッパの他の国に職業税に類似する税がないため、フランスへの投資を阻害することを挙げている。

ただし、ベナール氏も企業に対する地方税は存続すべきと考えている。

そこで、現在の職業税の課税標準を変えなければならないと考えている。その手法として、新しい設備投資に課税しないことにより、徐々に税を変えていく手法を取ろうと考えている。このことは、2008 年秋に発表された措置や2009年２月５日にサルコジ大統領が発表した措置にも表れている。

２　内務省地方自治体総局モロー地方財政・経済活動課長

内務省地方自治体総局モロー地方財政・経済活動課長は、2000 年には職業税に関する共著を出版した職業税の専門家である。

モロー課長は、職業税が企業の競争力を阻害している、あるいは企業の流出につながっているという批判に対して、それを証明した文書や研究はこれまで見たことがないとし、その批判に対しては疑問を持っている。しかし、職業税の将来の在り方としては、職業税の課税標準を付加価値ベースにすることが妥当であると考えている。

３　予算・公会計・公職省公共財政総局ヴァレ徴税課長

予算・公会計・公職省公共財政総局ヴァレ徴税課長は、企業の立地を決定するのは人材やインフラ整備の状況であるし、地理的に見てもフランスは国際的に有利な位置に存在するため、職業税がそれを阻害しているとは考えていない。職業税に対する批判は、フランスの貿易赤字の原因として批判の矛先を向けやすいからであると考えている。

とはいえサルコジ大統領が職業税の廃止を表明していることは事実であるので、完全に廃止することはないものの、職業税を徐々に変革していくことが妥当ではないかと考えている。

第６章　広域行政組織と単一職業税―アルク・ド・セーヌ都市圏共同体の事例

第１節　広域行政組織と単一職業税

職業税の問題を考える際に、ここ数年でフランスにおいて急速に拡大した広域行政組織を無視することはできない。

フランスはコミューンの数が多く、その規模が小さいにも関わらず、従来からコミューンの合併は進まなかった。一方、フランスにおいて多様な展開を見せたのが、コミューンの枠組みはそのまま残しながら複数の地方団体が共同で各種施策を実施する広域行政組織である。広域行政組織はここ数年で極めて急速に発達した。2000 年には固有財源を持つ広域行政組織の数は 1,845（構成コミューン数 21,347）だったのが、2008 年には 2,583（構成コミューン数 33,636）となっている。2008 年現在、その中で単一職業税を持つ広域行政組織の数はそのうち 1,224 であり、包含している構成コミューン数は 16,336、人口は 4,240 万人にも上っている。

１　広域行政組織の類型

広域行政組織は 1999 年「コミューン間の相互協力の促進と簡素化に関する 1999 年 7 月 12 日法」（以下 1999 年 7 月 12 日法という。）[5]により、その仕組みが大きく改革された。広域行政組織には組合型と連合型の２種類があるが、ここでは独自の税源を持つ連合型について述べることとする。

①組合型：単一目的事務組合（SIVU）、多目的事務組合（SIVOM）等。日本の一部事務組合と同様の制度。おもな財源を構成コミューンからの分担金等で賄う。上下水道、廃棄物処理、児童の通学輸送、道路等の技術分野の権限の執行を主な目的とするケースが多い。

②連合型：法によって規定された独自の税源を持つ。詳細は以下。

（１）コミューン共同体（communauté de communes）

1992 年にできた制度であり、主に小規模な農村部のコミューンを対象とする。

権限として①地域整備、②経済開発に関する活動の２つを義務的権限として持ち、その上で①環境保護・開発、②住宅・生活環境政策、③道路建

[5] 通称シュヴェヌマン法

設・維持管理、④文化・スポーツ・教育（小学校及び幼稚園）施設の建設・維持管理の４分野の選択的権限から１つ以上を選択できる。

財源としては、税収入、事業収入、補助金、借入金等があるが、このうちの租税収入としては、単一職業税方式、独自付加税方式等を選択することができる（2008 年１月現在 2,393 団体）。

（２）都市圏共同体（communauté d'agglomération）

都市圏共同体は都市地域におけるコミューン間相互の協力体制を強化するために 1999 年７月 12 日法によって新設された。人口１万 5,000 人超の１又は複数の中心コミューン（ただし、県庁所在コミューンを含む区域であれば人口１万 5,000 人以下でもよい）を有し、共同体内の総人口が５万人超であることを要件とする。

権限として①経済開発、②地域整備、③住宅政策、④都市政策の４つの義務的権限を有しており、さらに、①道路、②下水道、③上水道、④環境政策、⑤文化及びスポーツ施設の５つの権限の中から３つ以上を選択しなければならない。

財源としては、構成コミューンから単一職業税の課税権が移譲されるほか、住居税、既建築固定資産税及び非建築固定資産税の独自付加税並びに行政サービスに関する税（家庭廃棄物収集税等日本での使用料に近いものが多い。）を有している（2008 年１月現在 171 団体）。

（３）大都市共同体（communauté urbaine）

1966 年 12 月 31 日法ではじめて制定され、コミューン間広域行政組織の中でも最も統合力の強い形態である。都市化したコミューンを対象とし、共同体内に 50 万人を超える人口を有することを主な設立要件とする。

大都市共同体の義務的権限は、①経済・社会・文化分野に関する開発及び整備、②地域整備、③住宅政策、④都市政策、⑤共同サービス（上下水道・葬儀・屠殺・消防・救助）、⑥環境政策の６つである。

財源としては、原則的に単一職業税方式を採らなければならない。また権限に対応した清掃税等を賦課できる（2008 年１月現在 14 団体）。

（４）新都市組合（syndicat d’agglomération nouvelle）

複数のコミューンにまたがる地域について、ニュータウンの開発整備等による雇用の創出及び住宅等の諸施設の整備を進めることにより、首都圏及びその他の都市圏の均衡のとれた発展を図ることを目的として創設され、2008 年１月現在、新都市はパリ周辺を中心に５か所になっている。

新都市組合は、新都市の建設・整備及び都市計画に関する基本的事項を定める権限を有するとともに公的施設の管理を行う。また、住宅、交通、

道路、経済発展等に関する計画を策定する権限を有する。
財源は、単一職業税によって賄われるほか、国支出金等がある。なお、1999 年 7 月 12 日法により、新都市組合は、都市圏共同体に再編するのが原則となっているが、期限は設定されていない。

２　単一職業税と独自付加税

（１）単一職業税
単一職業税は、広域行政組織がコミューンに代わって税率を決定し徴収する職業税である。都市圏共同体及び大都市共同体においては義務的に、コミューン共同体においては選択的にこの税を徴収することができる。単一職業税を徴収する広域行政組織においては、その構成コミューンは自団体で職業税を徴収することはできない。また、単一職業税を徴収する広域行政組織においては、単一職業税のみでは権限執行に十分な資金を得られない場合にのみ、同時に住居税、既建築固定資産税及び非建築固定資産税を対象とする独自付加税を併せて徴収することができる。

（２）独自付加税
独自付加税は、広域行政組織が地方直接４税に独自の税率を賦課し徴収する税である。つまり、広域行政組織が独自付加税を課すことにより、同じ税の中で州、県、コミューン及び広域行政組織の４つの税率が存在することになる。

３　広域行政組織における単一職業税の位置付け

以上のように、単一職業税は広域行政組織の主要な財源となっている。例えば、2007 年度の広域行政組織の地方直接４税の税収は 12,716 百万ユーロであるが､そのうち職業税の占める割合が 11,634 百万ユーロと９割以上を職業税が占めている。
それ故、職業税の改革の動向については広域行政組織の関心が高いところである。

第２節　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体の事例

１　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体について

（１）概要
アルク・ド・セーヌ都市圏共同体は、パリ市に隣接するシャヴィル

（Chaville）、イシー・レ・ムリノー（Issy-les-Moulineaux）、ムードン（Meudon）、ヴァンヴ（Vanves）及びヴィル・ダヴレー（Ville d'Avray）の５つのコミューンから構成される 2003 年１月１日に設立された都市圏共同体である。人口は 16 万 4,000 人、9,000 の企業が立地し９万人の雇用者が存在する。議長はイシー・レ・ムリノーのメールであるアンドレ・サンティニ氏が務めており、その他４市のメールが副議長を務めている。議会の議席は、シャヴィル８議席、イシー・レ・ムリノー15 議席、ムードン 14 議席、ヴァンヴ 10 議席、ヴィル・ダヴレー７議席の計 54 議席となっている。

（２）権限

アルク・ド・セーヌ都市圏共同体は、経済開発、地域整備、住宅政策、都市政策の４つの義務的権限のほか、道路、上水道、環境政策、文化施設という４つの選択的権限を有しており、さらにごみ収集についても権限を与えられている。

２　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体における職業税の位置付け

アルク・ド・セーヌ都市圏共同体の財政状況を見ると、経常部門の収入 115.8 百万ユーロ中、職業税は 63.8 百万ユーロと全体のおよそ 55%を占め、最も大きい税収となっている（図６．１参照。）。

図６．１　2007 年度経常部門歳入内訳（決算ベース）

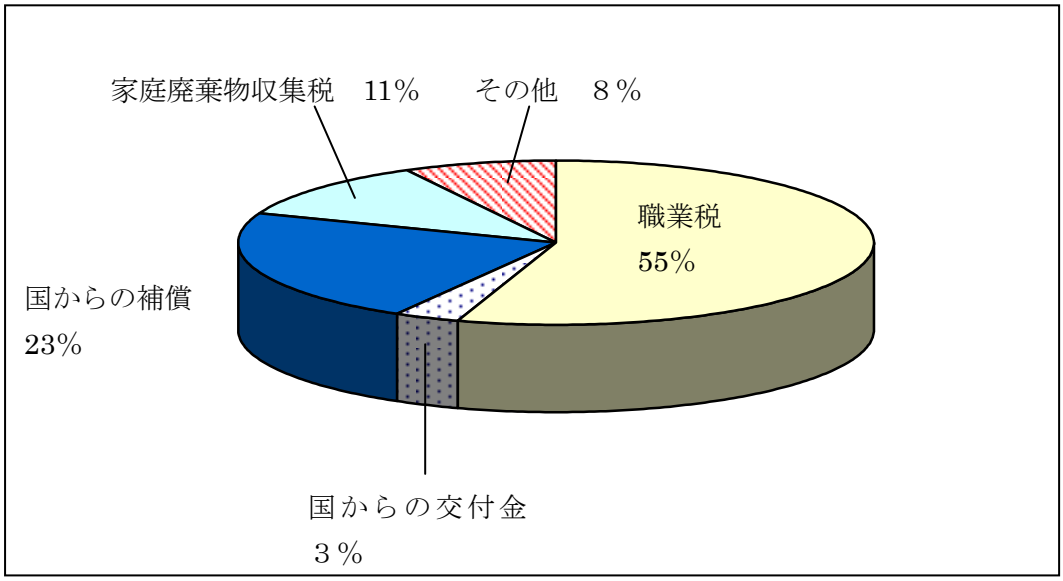

３　職業税の税率

（１）職業税率決定メカニズム

単一職業税については、広域行政組織設立の翌年度が徴税初年度となるが、当該年度の税率は前年度の構成コミューン全体の職業税の加重平均税率を超えることができない。また、急激な税率統合は、急激な税率の引き上げにより企業が思わぬ負担を強いられることが想定されるため、漸進的な税率統合が義務付けられている。

アルク・ド・セーヌ都市圏共同体の場合、2002 年の税率は表６．２のとおりであった。

表６．２　構成コミューンの都市圏共同体設立前の職業税率（2002 年）

コミューン	税率
Chaville	13.75%
Issy-les-Moulineaux	11.86%
Meudon	11.92%
Vanves	16.75%
Ville d'Avray	10.84%

2003 年の職業税率は加重平均税率である 12.29%とし、６年を統合期間として 2008 年に税率を統合することとした。具体的な各年度の税率は図６．３のとおり。なお、統合期間中の税率の計算については都市圏共同体で行うのではなく、国の税務当局において行われる。2008 年、アルク・ド・セーヌ都市圏共同体の職業税率は 12.71%で統一されることとなった。

（２）他団体との比較

統合後の 12.71%という税率をその他の都市圏共同体と比べると、アルク・ド・セーヌ都市圏共同体はイル・ド・フランス州で４番目に低い税率となる。なお、イル・ド・フランス州の都市圏共同体の平均税率は 16.79%、フランスの都市圏共同体の平均税率は 16.94%である。

図６．３　税率統合の過程

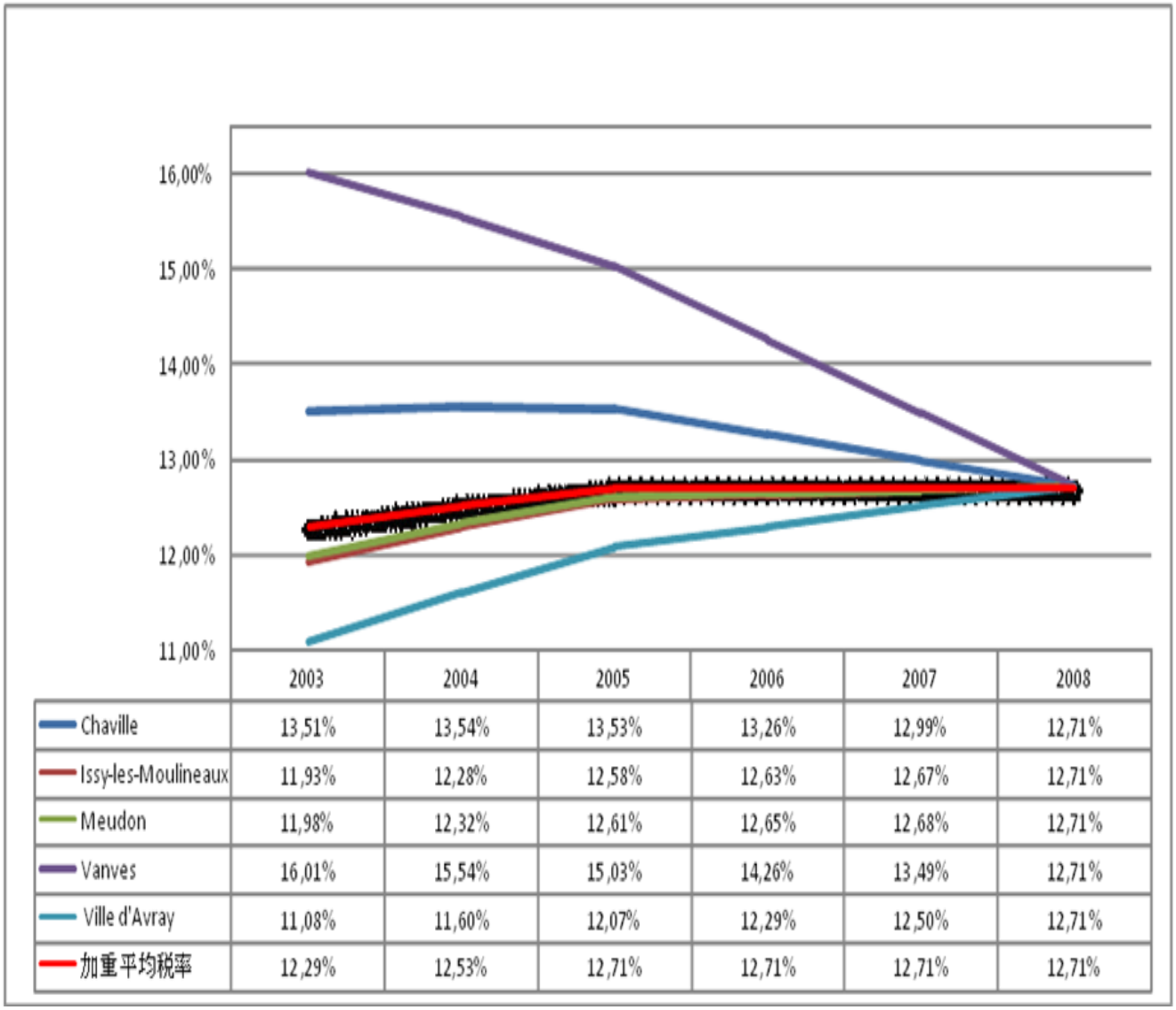

	2003	2004	2005	2006	2007	2008
Chaville	13,51%	13,54%	13,53%	13,26%	12,99%	12,71%
Issy-les-Moulineaux	11,93%	12,28%	12,58%	12,63%	12,67%	12,71%
Meudon	11,98%	12,32%	12,61%	12,65%	12,68%	12,71%
Vanves	16,01%	15,54%	15,03%	14,26%	13,49%	12,71%
Ville d'Avray	11,08%	11,60%	12,07%	12,29%	12,50%	12,71%
加重平均税率	12,29%	12,53%	12,71%	12,71%	12,71%	12,71%

４　2005 年改正「地方の参加」の影響

アルク・ド・セーヌ共同体は、2005 年改正による「地方の参加」による影響[6]を避けるため、2005 年に税率を引き上げた（12.71%）。この引き上げは 2005 年予算法により、2004 年の職業税率が当該カテゴリの地方公共団体の全国平均の 75%を下回る場合に単一職業税率を引き上げられることとなったために可能となった。

[6] 2005 年改正により付加価値の一定割合による納税上限設定による負担軽減額の一部を地方が負担するとされたこと。詳細は第３章第３節参照。

地方負担額算定に当たってのアルク・ド・セーヌ都市圏共同体の準拠税率は、2005 年の税率 12.71%である（2004 年税率 12.53%に 5.5%を乗じた率（13.22%）よりも低い。）。すなわち、N 年にアルク・ド・セーヌ都市圏共同体が負担する額は、次の式を超えることはない。

負担軽減の対象となる職業税の課税標準 × （N 年に議決された職業税率―12.71%）

これまでのところ、税率統合期間ということもあり、アルク・ド・セーヌ都市圏共同体では地方負担は発生していない。

なお、2005 年改正によって、地方公共団体においては税率を引き上げても付加価値の 3.5%を超える企業については税収を生じられなくなるが、それでもなお付加価値の 3.5%に到達しない企業の分については税率引き上げの効果を得ることができる。

また、税収が変わらない場合でも、課税標準が増大した場合には当然税収が上がることとなる。また、企業の付加価値が増大すれば、3.5%の上限設定額についても高くなることになる。

５　職業税の地方公共団体間の配分

図６．４のとおり、2007 年にアルク・ド・セーヌ都市圏共同体の圏域で徴収された職業税の 51%がアルク・ド・セーヌ都市圏共同体の歳入となっている。なお、その他機関とは商工会議所費用税等、その他は職業税平衡化基金及び国の管理費用等である。

図６．４　職業税の団体別配分（2007 年）

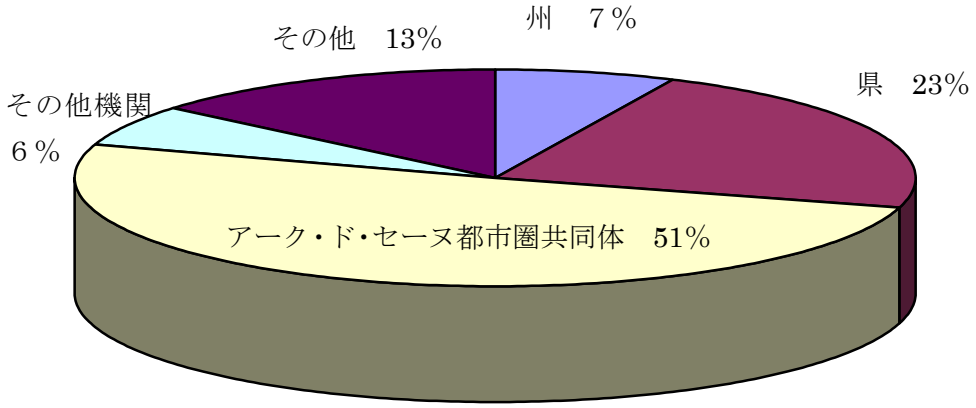

６　アルク・ド・セーヌ都市圏共同体における業種間の負担不均衡

次に、アルク・ド・セーヌ共同体内で業種間の負担不均衡があるのかどうかを見て行きたい。アルク・ド・セーヌ共同体においては 8,120 の企業が存在するが、その内訳は第１次産業 0.18%、第２次産業 5.2%、第３次産業 91.93%となっており、第３次産業が全体の９割を占める（図６．５参照)。

それぞれの納税額について見てみると、第２次産業が全体の 10.55%を負担している。つまり、事業所数の割合に比べその負担額が大きくなっていることが確認できる。

図６．５　企業の部門別分布

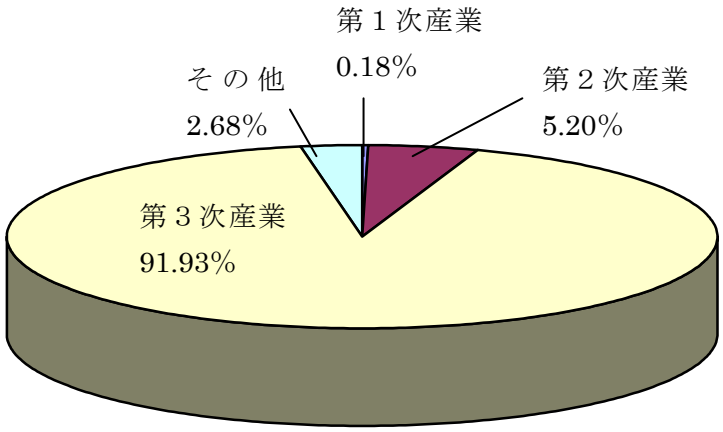

図　６－６　納税額の割合

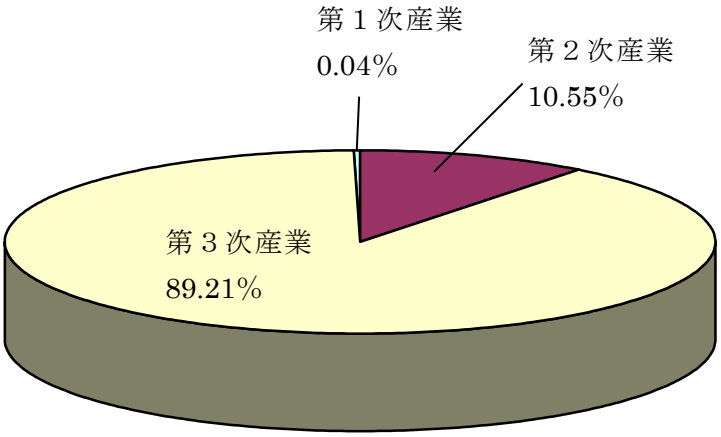

参考文献

（日本語書籍等）
地方財政 2008 年 12 月号「地方法人課税におけるフランスのこだわりと工夫」青木宗明
神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書「フランスの職業税：付加価値標準への改革と「付加価値課税化」」　青木宗明、2007 年 6 月
都市問題 2000 年 10 月号「フランスの外形標準課税」　青木宗明
地方税 2008 年 7 月号「フランスの「財政自治」の姿とは？」　植村哲
「フランスの地方自治」　財団法人自治体国際化協会、2002 年 1 月
クレアレポート第 276 号「フランスの広域行政」　財団法人自治体国際化協会、2005 年 10 月

（フランス語書籍等）
「Rapport au Premier ministre（フーケ委員会報告書）」Olivier FOUQUET, 2004
「Evaluant la mise en oeuvre de la réforme de la taxe professionnelle」Ministère de l'Economie, de l'Industrie et de l'Emploi, 2008
「Les collectivités locales en chiffres 2008」Ministère de l'Intérieur,de l'Outre-mer et des Collectivités territoriales / Direction générale des collectivités locales
「La commune et ses finances」René Dosière, Dominique Hoorens, Bruno Anantharaman, Le Moniteur,2008
「Finances locales」Raymond Muzellec, Dalloz, 2005
「Le budget local en pratique」Christophe Picard et Franck Sottou, Le Moniteur, 2004
「La taxe professionnelle 2e édition」Jacques Blanc, Jean-Christophe Moraud, Jean-Marc Virieux, 2000

（新聞）
Le Monde 紙
Le Figalo 紙
Les Echos 紙
La Tribune 紙

（ホームページ）
大統領府　http://www.elysee.fr/accueil/
首相府　http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/

内務省　http://www.interieur.gouv.fr/
経済・産業・雇用省　http://www.minefe.gouv.fr/
アーク・ド・セーヌ共同体　http://www.agglo-arcdeseine.fr/

【執筆者】

監　修　所　　長　時澤　忠
　　次　　長　荒木　誠
　　次　　長　多木洋一

担　当　所長補佐　谷　剛史
　　調 査 員　下村　真理子